

Ⅶ 協議の概要

3月12日

時 間：午後2：20～16：20

場 所：農業省会議室

メンバー：

アルジェリア側 M. AITSI SELMI H' MIDA

(農業省協力交流局課長)

M. KHECHAI MADANI

(農業省農業革命・地域開発局課長)

M. BENGUERBA MOHAMED

(アンナバ県農業局地域開発課課長)

M. MAHMOUDI MOHAMED

(アンナバ県農業局開発推進室)

日 本 側 調査団6名

尾崎，西岡書記官(在アルジェ日本大使館)

-
- | | |
|----------|---|
| 「調査団」 | <ul style="list-style-type: none">○事前調査団員の紹介及び調査目的(T/R協議，資料の確認等)について説明。特に資料については，F/Sスケジュールを詰めるに当り，どのような資料があるか，またそれがF/Sに使えるかどうか，ポイントである。○この中で，第1に重要なのは，地形図である。 |
| 「アルジェリア」 | <ul style="list-style-type: none">○プロジェクトの実現化を望む。○Document-その他必要なものを供給することができる。○技術については，技術者に会って聞いてくれ。アンナバ県農政局にどんな資料があるか，確認して欲しい。○1/10,000，1/25,000の地形図，航空写真はある。資料は持帰ってもよいが，必ずしも実現できないものもある。○資料収集をもってF/Sはもう開始されているのではないか。 |
| 「調査団」 | <ul style="list-style-type: none">○今回調査団の目的及びT/R協議の意義について再度説明。 |

- 「アルジェリア」
- コンタクトミッションと今回調査団の違いは何か、F/S後のプロジェクト実施は日本が一部やってくれるのか、それとも全部やってくれるか。
 - アンナバからもどった後、全体的な議論をしたい。
- 「調査団」
- 本件の経緯について説明。
 - 本件の協力について、財政的な問題は切り離すことについて日本国大使—アルジェリア農業大臣間で確認している。
 - コンタクトミッションで四つのF/S候補地の中から1つに絞った。今回はフェツァラ湖周辺地域のF/Sにつき、協力しうる範囲、様態がいかなるものか協議するために来た。
 - 技術協力と経済協力の違い、F/Sの目的を（技術・経済的なフィージビリティを確認すること）説明。
- 「アルジェリア」
- 日本側に何も要求しないし、（プロジェクトを）やってくれという意志を伝えているのでもない。アルジェリアとしては、（日本側が）一体どの程度協力してくれるのか、500haか10,000haか、フェツァラ湖プロジェクトの具体化の話を知りたい。
 - （コンタクトミッションが署名したPROCES-VERBALを読み上げて）事前調査団を1983年3月に、その後本格調査団を派遣するといっている。農業協力のための協議は終っている。事前調査団の位置付けは何か。
 - プロジェクトの実施は、日本（政府）がやってくれるのか、それとも（日本の）企業がやるのか。
- 「調査団」
- カンクンサミット以後の経緯、F/Sの意義について再度説明。
 - F/S後のプロジェクト実施にかかる資金手当、すなわち国際金融機関からの借款か、自己資金によるかは、アルジェリアの自由であり、日本側が関与すべきことではない。F/Sは、開発計画が技術・経済的に最適のものとなるよう検討し、その結果を報告書にまとめることを目的としている。
- 「アルジェリア」
- （日本側は）T/Rは、一種の約束であって、両国の分担を決めるものだと言明したので、（T/Rを）一種の商業契約と考え、誤解していた。日本側の立場も理解した。農業大臣は「議定書」であっても署名する権限を有する。
- 「調査団」
- 「議定書」となると、両国の国会の承認が必要となり時間がかかる。それ故、T/Rを結ぶ型としているのである。

- 「アルジェリア」
- 「議定書」といったのは、一例として言ったままで、いかなる名称でもよい。
 - （日本側が手渡したT/R案をみて）全体的には問題ない。明日T/Rについて議論しよう。

〔翌日の会議時間を設定し終了〕

3月13日

時 間：午前10：10～12：00

場 所：農業省会議室

メンバー：

アルジェリア側 M. KHECHAI MADANI

(前 出)

M. BENGUERBA MOHAMED

(")

M. MAHMOUDI MOHAMED

(")

日 本 側 調査団6名

尾崎書記官

(T/R案について)

- 「アルジェリア」
- タイトル, Introductionについては問題ない。
 - (T/R本文Ⅱのobjectiveについて)
 コンタクトミッションで情報を集めて行ったのだから、計画書はもう提出できるのではないか。
 従って、水文資料等の有無を確認したら、Ⅱのobjectiveに具体的に何ができるか付け加えて欲しい。
 - コンタクトミッションと事前調査団の違いを明確にして欲しい。事前調査団の目的は何か。
- 「調査団」
- F/Sは技術・経済的に最適な開発計画を立案するのが目的である。この時点で具体的に何ができるかは、全く白紙状態である。
 - コンタクトミッションと事前調査団の相違、事前調査団の目的について

説明。また F/S とは何かを仮工程表(案)等をアルジェリア側に提示し、再三説明を行う。

- 「アルジェリア」
- T/R の協議の結果、サインすることについては理解できる。
 - Annaba に行つて資料の確認及びアルジェリア側技術者と話をし、何が出来るかを言つて欲しい。
 - F/S のために、絶対に不可欠な資料は何か。
- 「調査団」
- 1~2 m 間隔の 1/10,000 地形図があれば望ましい。
- 「アルジェリア」
- (コンター間隔が 5~10 m の) 1/25,000 の地形図はある。これを拡大すればよい。
- 「調査団」
- それでは、F/S に使えない。1/10,000 程度の地形図を作成するための航空写真はあるか。
 - 地形図の重要性について説明。
- 「アルジェリア」
- 航空写真はありますが等高線は入っていない。
 - 1/4,000 又は 1/5,000 なら Annaba にあるかもしれないが 1/10,000 は不確実。
 - 資料全般については、あるものは全部出すから Annaba で確認して欲しい。その結果、提供可能であれば、ミッションに提供する。
 - T/R (案) 本文 III, N, V については、問題ない。

(T/R (案) 本文 VI について)

- 「アルジェリア」
- VI の 3 項「人数及び期間は調査団と協議の上決定する。」とは、どういうことか。
- 「調査団」
- アルジェリア人カウンターパートのことであり、日本人 F/S 調査団員と相対して技術的な話ができる人間である。
- 「アルジェリア」
- VI の 7 項は、日本人調査団員の安全は保障されているので、必要ないのではないか。
 - VI の 8, 9 項以外は問題ない。8, 9 項については関係省庁に公式レターを出して問合せ中であり、3 月末までに返答できる。
- 「調査団」
- VI の 7 項は、このまま生かして欲しい。
 - 8, 9 項は 3 月末までの返答では困る。我々が Annaba から帰るまで、結論を出して欲しい。
 - 8, 9 項以外の T/R (案) の各条項については、原文のままでよいのか。

- 「アルジェリア」 ○ 8, 9項は国内の手続き的な問題であり当方で処理する。Annabaから帰ってから話をしよう。8, 9項以外は問題ないと思われる。
- 「調査団」 ○ 土壌関係の資料はあるか、また分析施設についてはどうか。
- 「アルジェリア」 ○ 資料はある。分析はコンスタンチンにある水資源省の研究施設でできる。

(この後、現地調査のスケジュールについて協議後、この日の会議終了)

3月17日(アンナバ県副知事表敬)

時 間：午後12:10～12:40

場 所：アンナバ県庁副知事室

(調査団に対する副知事の質問事項)

- ① フェツアラ湖地域の現地調査結果についてどのように考えているか。
- ② JICAは、今までかかるF/Sをやったことがあるか。
- ③ 今後の調査スケジュールではどのようになっているか。
- ④ アルジェリアでは初めてのF/Sか。
- ⑤ JICAは政府機関か民間機関か。
- ⑥ 本格調査はどこに委託するのか、それとも直営か。
- ⑦ JICAは農業分野のみ協力を行うのか。
- ⑧ この調査研究についてアルジェリア側とJICAの協議は整ったか。

3月19日

時 間：午前10:00～17:30

場 所：農業省会談室

メンバー：

アルジェリア側 M. BOUZIANE MUSTAPHA (午後から参加)

(農業省農業革命・地域開発局長)

M. KHECHAI MADANI

(前 出)

M. HAICHOIR MESSAOUD

(農業省農業革命・地域開発局技師)

日 本 側 調 査 団 6 名

尾崎書記官

- 「アルジェリア」 ○ Annabaで入手した情報・資料についてどのように考えているか。
- 「調 査 団」 ○ 1952年頃作成された1/25,000の地形図(縮小版)はあったが、道路等位置関係が不明であり、精度上問題があると考える。
- かんがい・排水関係の資料ではF/Sで使用可能なものもあった。
- 航空写真についての情報を知らせて欲しい。
- 「アルジェリア」 ○ 1/25,000の地形図ではだめなのか。
- 1980年に作成された1/20,000航空写真はある。また、日本側に提供(日本への持帰りを含めて)可能である。
- 土壌関係の資料についてはどうか。
- 「調 査 団」 ○ 1/25,000では、F/Sとしては精度が粗くなる。
- 土壌関係については、補足調査を要するが既存資料はF/Sに使えるものとする。この場合、補足調査はアルジェリア側にやってもらうことになる。
- 「アルジェリア」 ○ 土壌分析施設は、アンナバ、コンスタンチヌ、アルジェにあるが、分析はこれら施設を使って日本側がやって欲しい。
- (アンナバで提示された諸資料を再度広げて)その他F/Sのために不足する資料はないか。
- 「調 査 団」 ○ セイブス川も入った1/50,000地形図、気象関係の諸データ及び水資源省が所管する各河川ごとの水文データ等はF/S調査団が来るまで用意して欲しい。
- (1/500,000の地図をみて)図化のため、航空写真の必要な範囲について説明。
- 「アルジェリア」 ○ 資料はある。問題ない。
- 全体的に現地調査は満足のゆくものだったか。80~90%の資料はあったと思う。当方に残りのものは、日本側でやって欲しい。
- 「調 査 団」 ○ 資料は聞いただけ、見ただけで当方は一切提供を受けていない。アルジェリア国側に残りの資料の補完作業が大変なのである。
- 「アルジェリア」 ○ 現地調査の結果、プロジェクトについてどのような印象を持ったか。
- 「調 査 団」 ○ フェツァラ湖の湛水面積が不安定なため、排水路等の整備により耕作面積として、一定の土地を確保する必要がある。残存湖の水はかんがい用

- として使うことも考えられる。
- 「アルジェリア」 ○ コンタクトミッションも現地調査をし、資料も集めて行った。今回も同じことをした。農業省としては、日本側がどの範囲をどのように開発するつもりなのか、また、日本側は何ができるのかが知りたい。
- 「調査団」 ○ 開発計画は、F/Sが進むにしたがって明らかにされてくる。
○ T/R及びF/Sの目的について説明。
- 「アルジェリア」 ○ (T/R案Ⅱ・Objectives について)
「農業開発」とあるが、どういうタイプの農業開発なのか。たとえば酪農にするか、野菜栽培を行うのか。現地調査を行ったのだから、調査団は明言できるのではないか。
○ F/Sの方法論について説明して欲しい。
- 「調査団」 ○ どのような農業開発を行うかは、アルジェリア国の農業施策を勘案し、F/Sにより技術的・経済的フィージビリティが検証される。また、2～3日の現地踏査によりわかるようならF/Sは不用となる。
○ F/Sの手法、方法論について説明。
- 「アルジェリア」 ○ 日本側調査団の人数、時期、期間、必要な車輛、人夫及びアルジェリア側のカウンターパートの人数はどれくらいか。これにより、当方は準備を行う。
- 「調査団」 ○ この協議の終了後、日本へ帰って検討することになるが、調査団は大体15名程度、カウンターパートの数もこれ程度同数となろう。いずれにしてもできるだけ早い時期にお伝えする。
- 「アルジェリア」 ○ 資料は調査団が来るまで用意しておく。日本側から要望のない資料についても、当方の判断で用意しておく。
○ (T/R案Ⅲ-1-(5)について)
経済・社会調査とは何か。また、この調査には農家調査も含むのか。
- 「調査団」 ○ 経済・社会調査、日本国内作業の目的・内容、仮工程表等について説明。
(T/R案Ⅳ「アルジェリア国側のとるべき措置」について)
- 「アルジェリア」 ○ Ⅳの第1項、第2項は問題ない。
○ 第3項(1)の現行“調査団に協力するカウンターパート”は“調査団に協力するアルジェリア側カウンターパート”とすべきである。
○ 第3項(2)について、調査団の事務所はなぜ、アルジェにも必要なのか。
- 「調査団」 ○ アルジェにおける事務所の必要性について説明。
- 「アルジェリア」 ○ アンナバにおける事務所は問題ない。アルジェにおいては、できるだけ

努力する。従ってT/R案第3項(2)の現行“アンナバ及びアルジェにおける設備付の適当な事務所”を“アンナバもし可能ならばアルジェ……”に変更していただきたい。

- 第3項(3)に関し、通訳・事務員・車輛の費用負担はアルジェリア側か。また無線通信機器は他省庁の許可が必要であり、これについては、局長が返答する。

「調査団」

- アルジェリア側提案を了承。

(12時50分終了)

(午後14時40分再開)

「アルジェリア」

- T/RMの第4, 5, 6の各項については了承。
- 第7項について調査団の安全の確保は当然のことであるから、削除した方がよい。
- 第8, 9項は大蔵省の管轄であり、農業省は権限外の事項である。この2項については、国内で協議を行い、大使館を通じ、3月末までに返答したい。
- 第8項の調査用資機材は最終的にどうなるか。

「調査団」

- 第7項は、JICAと他国とのT/Rの中に必ず入れているものであり、文章はこのまま生かして欲しい。
- 第8, 9項に関し、返答が3月末では遅すぎる。他省庁との協議時間は、十分あったはずである。
- 調査用資機材は、調査終了後当該国に供与する場合もあるし、持ち帰るものもある。

(ここで局長入場)

「アルジェリア」

- 本件は農業分野における日本の最初の協力であり、F/Sの結果が肯定的になることを望む。
- 独立以来、我が国に欠けていたのは、有能な人材とその養成である。
- 23,000もの農場がコロシにより耕作されていたが、独立後関係者がこれを再編成するため努力している。
- 人口は、北側に集中しており、独立以来2倍になっている。20世紀末には約4,000万人になるのであろう。従って潜在開発可能地を開発してゆくことが重要であり、この意味でフェツアラ湖の計画を実現したい。
- 我が国は年間100億フランの食糧を輸入している。石油危機の影響も

受けており、食糧の増産、特に肉類、穀物の供給増加を図りたい。

○フェツアラ湖地域の開発は、実現可能なものとし、できるだけ早い時期に計画を策定して欲しい。

○このF/Sのため、当方が協力できるものとしては、

① 人間的な要素(カウンターパート、タイピスト、運転手)

② 物質的な要素(車両、燃料、事務所、その他)がある。①、②については人員、期間、数量等をはじき、その費用を見積らねばならない。

○T/R案M、8項に関して company が国内で資材を買却した場合、税金が課せられる。

「調査団」

○資機材は買却しない。調査終了後は供与する場合もあれば、日本に持ち帰るものもある。

「アルジェリア」

○搬入機材は大蔵省からみれば輸入機材となる。調査団入国1カ月前に資材リストの入手が可能であれば1週間程度で大蔵省から許可がでる。従って極力早く資機材リストを送って欲しい。第8項は、このまま残してよい。

○第8、9項は至急大蔵省と協議して返答するが個人的には、特に問題はないと思われる。

「調査団」

○第9項について主旨を再度説明。

「アルジェリア」

○第9項に関し、日本人には課税されない。

○Mの第4～11項については、「アルジェリア国の現行法を適用する。」の文言を入れたい。

「調査団」

○検討したい。

(T/R案Ⅲの「調査の概要」について)

「アルジェリア」

○フェツアラ湖地域の開発プロジェクトを、アルジェリアの経済計画にのせ、特別会計に計上したい。

従って計画は実行可能なものを作成してもらいたい。また、この計画が国家計画の中で承認されればアンナバ県当局が主体となって実施してゆくことになる。

○農業省としては、このF/Sを行う日本側に協力するため、アンナバに推進母体(実行部隊)をつくりたい。また、F/Sの期間中、アルジェリア技術者の人材養成をはかってゆきたい。

○経済効果を算定しながら調査を進めるのか。

「調査団」

○F/Sの作業手順、特に国内作業の中味について説明。

- 「アルジェリア」 ○ EIRRは14%以上の数値がでてくるのを期待している。
- もし、可能ならば、結論が一部出た段階で実施に移せるか。
- 「調査団」 ○ 技術・経済的に最適な計画となるよう努力したい。
- 最終計画作成前に実行に移すのは危険ではないか。
- 「アルジェリア」 ○ それは理解できるが(計画の作成を)長い間待っているデメリットも考えて欲しい。
- 「調査団」 ○ D/Sのスケジュールについて説明。
- 「アルジェリア」 ○ 雨期調査においては、地域の特性を考慮して農業型態を検討して欲しい。
- たとえば、湖沼地におけるジャガイモ、トウモロコシ栽培、機械化栽培、複合経営等。また、排水方法も同様に検討されよう。
- 乾季調査においては、かんがい作物、かんがい方法等が検討されよう。
- 農業の機械化の程度、全体的見地からの経営組織相互間の有機体関連等も検討されよう。
- これら検討課題に対し、調査期間中双方が考え方を出し合い、よりよい計画となるようにしたい。
- 「調査団」 ○ 調査開始がラマダンの時期(6月中旬から1カ月)になるが作業に支障はないか。
- 「アルジェリア」 ○ 心配ない。特に、きつい労働をしたときは食べてもよい条項がある。
- T/R案Ⅱ、第3項の(3)について、通信機器はフランス製でも買うことはできるが、使用は他省庁との調整が必要である。従って即答はできないが当方がこれについて努力するという事とて、この項はそのまま残してよい。
- 「調査団」 ○ 水資源省及びスキクダ県・ゲルマ県(一部受益県)との調整は農業省が責任をもってやってくれるか。
- 「アルジェリア」 ○ 中央では局長、各省間では大臣がこれにあたる。
- T/R案Ⅱの第8、9項については、原則的に同意する。あとは、事務手続き上の問題であるから、原案のとおりとしよう。
- Ⅱの序文、“調査の円滑な実施を図るため、アルジェリア国側は以下の……。”を“調査の円滑な実施を図るため、アルジェリア国側は現行法に従って以下の……。”としていただきたい。
- 「調査団」 ○ 「現行法に従って」という文言を入れることについては当方としても検討したい。

3月20日

時 間：午後3：30～5：00

場 所：農業省会議室

メンバー：

アルジェリア側 M. KHECHAI MADANI

(前 出)

M. HAICHOIR MESSAOUD

(")

日 本 側 調査団6名

尾崎書記官

(日本側が作成した議事録原案について)

- 「調査団」
- 「アルジェリア」
- 「調査団」
- 「アルジェリア」
- 「調査団」
- 「アルジェリア」
- 「調査団」
- 議事録の原案について考え方を説明。
 - 調査用車輛については局長、次官とも相談したが、当方で調達することは難しいので、できれば日本で調達して欲しい。一次輸入にかかる経費は当方で負担する。
 - 日本における国内作業にかかる専門家の分野、期間等を知らせて欲しい。調査の重要部分を日本で行うので、どのようなものが参考としたい。
 - 車輛については、要望のあったことを伝える。車種、台数等について具体的希望はあるのか。
 - 日本人専門家の国内作業分については、Plan of Operation で記載することは可能かもしれない。
 - 車輛について議事録に入れたい。文言は「農業省は日本側が調査に資するために必要な車を持ち込むことを希望する。」ではどうか。車種・台数は日本側に聞きたい。
 - 本格調査団が来る前に、当方で準備すべき事項を議事録において記載すべきである。
 - なぜ、そんな細かな事柄を記載せねばならないのか。
 - 他省庁との協議上必要である。たとえば予算の獲得、短期輸入となる調査用資機材の無税通関などである。記載すべき事項としては、アルジェリア側の技術者、事務職員、労務者、通訳の人員、事務所の規模(机の数、部屋の広さ)、車の台数、……… etc。
 - それならば、明日まで案を作って欲しい。

- 「アルジェリア」 ○本格調査団が来る6月以前に彼らと会うことは可能か。
- 「調査団」 ○それは難しい。何のための接触か。
- 「アルジェリア」 ○補足・追加事項があれば直接会って話したい。

3月21日

時間：午後3：20～5：30分

場所：農業省会議室

メンバー：

アルジェリア側 M. KHECHAI MADANI

(前 出)

M. HAICHOIR MESSOUD

(")

M. REKKAL BELKACEM

(農業省農地革命・地域開発局技師)

Mme. FERRAZ HASSINA

(農業省協力交流局)

日 本 側 調査団6名

尾崎書記官

(アルジェリア側車輛及び準備すべき事項等についての議事録を提示)

「アルジェリア」 ○(アルジェリア案)

① “日本側は農業省に対し、以下の情報を可及的速やかに提供しなければならない。”

ア. 調査の目的

イ. 調査期間

ウ. 専門分野ごとの技術者の数、従事期間(国内、国外とも)

エ. 資機材のリスト、仕様

オ. 車の台数

カ. アルジェリア技術者の数

キ. 通訳、事務員の数及び期間

ク. 事務所及び住居の部屋数

② “農業省は、日本側が調査のために車を搬入することは、不可欠なこ

と思う。”

「調査団」

○①について“……提供しなければならない。”というのは表現上問題である。(T/Rの)“第Ⅳ項に関連して、以上の情報を……”とせよ。また、T/Rの本文にある。調査の目的をなぜまた「アルジェリア」側に伝えなければならないのか、削除せよ。

○②について，“……不可欠なことと思う。”では、日本側が義務として車を搬入しなければならないというようにもとれ、自由度がなくなる。「要望する。」ではなぜだめなのか。

「アルジェリア」

○①にかかる日本側主張はわかった。訂正しよう。調査の目的を入れたのは、大蔵省への説明(免税手続等)用に使うためである。

○②については、昨日の表現では上司にまずいと言われ、このように変えた。“……不可欠なことと思う。”の中には、要望するという意味も含んでいる。この表現がまずいというなら、上司と相談せねばならぬ。

○コピーマシーンについても、車と同様日本側で調達して欲しい。

「調査団」

○それなら“調査を円滑に進めるため車と同様にコピーマシンを搬入することを希望する。”ではどうか。

「アルジェリア」

○(しばらく「アルジェリア」側で検討したあと)了解する。

○航空写真については、既に国務省に手配済であるから、日本側の案で問題ない。

○土壌分析については、アルジェリア市郊外エル・ハラシュに農業省所管の研究所があるので、そこで日本側がやって欲しい。

○測量関係の資料(標定点、基準点の成果簿等)はInstitute National De Graphiqueにある。

3月22日

時間：午後4：00～6：20

場所：農業省会議室

メンバー

アルジェリア側 M. BOUZIANE MUSTAPHA

(前 出)

M. KHECHAI MADANI

(“)

M. HAICHOOR MESSAOUD

(前 出)

日 本 側 調 査 団 6 名

尾崎書記官

- 「調 査 団」
- T/R第Ⅳ項の序文に「アルジェリアの現行法に従って」という文言を入れることでたとえば資機材等に課税されるのではないかと危惧している。
- 「アルジェリア」
- 日本側の心配はもつともであるが、これについては当方としても最も関心を払っており各省庁とは、次官が責任をもって協議にあたる。従って何ら心配ない。現行法の適用は否定的な意味ではない。たとえば税金については独立戦争の闘士等には免税特権もある。
 - 来週関係省庁（大蔵、国防、水資源、内務など）と会議がある。そこで本件について合議したい。
 - 農業大臣もこのプロジェクトに関心をもっており、できるだけフォローする。本日もこの席に来るかもしれない。
 - 本件F/Sのため、アンナバ県に推進母体を設けたい。農業省としては、水利、農地開拓について全権を委任できる最高責任者を任命したい。この推進母体は各機関とのCordinationを行いが、この組織を将来とも発展させ、プロジェクト実施のための基盤としたい。日本側からこの母体の発展についてもアドバイスが欲しい。また、この母体は5月に大統領の署名によって誕生するであろう。
 - 農業省としては、この推進母体をモデルとして、全国各地に同じタイプの組織を波及させたい。
 - フェツアラ湖地域は、非常に重要な地域であり、これを開発しなければ現実の諸問題（食糧輸入の増大等）がさらに悪化する。
 - T/Rにない事項について（調査期間中）問題が発生した場合は私（局長）に直接言って欲しい。すべての責任は私にある。
- 「調 査 団」
- 局長の今の発言の中で、現行法の適用について次官が全責任をもって、各省庁との協議に当たるから何ら心配ないという点はテーク・ノートしていいか。
- 「アルジェリア」
- 了 解。（その後、アルジェリア農業の組織と計画について局長よりレクチャーがあった。）

Ⅷ 付 属 資 料

1. 会 議 議 事 録 (含 T / R)

- P R O C E S - V E R B A L -

Selon le Procès-Verbal établi par les représentants de l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée JICA) d'une part, et du Ministère de l'Agriculture et de la Révolution Agraire (ci-après dénommée MARA) d'autre part, au mois d'Octobre 1982, et sur invitation officielle du MARA, une mission d'études préliminaires de JICA, dirigée par Monsieur SEKAI NISHINO, a séjourné en Algérie du 11 au 24 Mars 1983.

La mission Japonaise a eu des entretiens avec la partie Algérienne dans un climat d'amitié et de franchise avec Monsieur BOUZIANE Mustapha Directeur Général de la Révolution Agraire et de l'Aménagement Rural à sa tête, les entretiens ont porté sur l'exécution de l'étude de faisabilité dans la région du Lac Petzara et les deux parties se sont mises d'accord sur les termes de référence annexés au présent procès verbal.

Après échanges de points de vue, les deux parties se sont mises d'accord sur les points suivants :

1°) Le MARA prend toute la responsabilité de la coordination relative à l'étude de faisabilité entre les Ministères concernés tels que le Ministère de l'Hydraulique ainsi que les autres parties intéressées.

2°) Le MARA fournira les photos aériennes indispensables pour la confection d'une carte topographique nécessaire à l'étude de faisabilité

Ces photos aériennes seront remises à l'équipe Japonaise dès le démarrage de l'étude prévu pour le mois de Juin 1983.

Les photos aériennes doivent être mises à la disposition de cette mission pour l'exécution technique au Japon.

3°) L'équipe Japonaise remettra au MARA les informations suivantes dans les meilleurs délais, conformément au paragraphe VI

- Durée de l'étude en mois
- Nombre d'experts par spécialité
- Durée d'intervention de chaque expert
- en Algérie
- au Japon
- Nature et nombre du matériel à importer en Algérie dans le cadre de l'étude.
- Nombre de véhicules
- Nombre d'ingénieurs Algériens
- Nombre d'employés nécessaires pour l'étude et durée
- Nombre d'interprètes et durée
- Nombre de bureaux
- Nombre de logements pour les experts Japonais.

4°) Le MARA mettra à la disposition de l'équipe Japonaise un laboratoire pour l'analyse du sol des terrains destinés à l'étude.

5°) Pour la bonne réalisation de l'étude le Ministre de l'Agriculture et de la Révolution Agraire souhaite que l'équipe japonaise ramène les véhicules nécessaires ainsi que le matériel de reproduction.

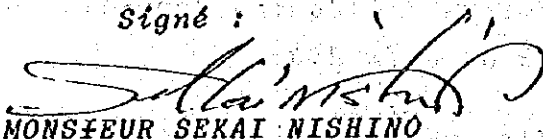
- Le MARA manifeste sa bonne volonté en voulant bien mettre à la disposition de l'équipe Japonaise des assistants Algériens pour une exécution efficace de l'étude précitée.

- La mission d'étude préliminaire donne son accord à cette proposition.

Fait à Alger, le 23 Mars 1983.

Mission japonaise

Signé :



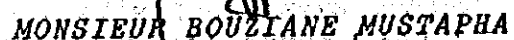
MONSIEUR SEKAI NISHINO

Chef de la mission d'étude préliminaire de l'Agence Japonaise de Coopération Internationale.

(JICA)

MINISTRE DE L'AGRICULTURE
ET DE LA REVOLUTION AGRAIRE

Signé :



MONSIEUR BOUZIANE MUSTAPHA
Directeur Général de la Révolution Agraire et de l'Aménagement Rural.

TERMES DE REFERENCE

DE

L'ETUDE DE FAISABILITE

DU

PROJET D'AMENAGEMENT AGRICOLE

DE

LA REGION PERIPHERIQUE

DU

LAC FETZARA

EN REPUBLIQUE ALGERIENNE DEMOCRATIQUE ET POPULAIRE

I. INTRODUCTION

Selon le procès-verbal établi entre les gouvernements japonais et algérien au mois d'Octobre 1982, le gouvernement du Japon s'est engagé à faire une Etude de Faisabilité du Projet d'Aménagement Agricole de la région périphérique du Lac Fetzara (ci-dessus dénommé le Projet), dans le cadre de la coopération technique.

L'agence gouvernementale chargée de l'exécution des programmes de coopération technique du gouvernement japonais, l'A.J.C.I. (ci-après dénommée JICA) entreprendra cette étude avec la collaboration du Ministère de l'Agriculture (MARA) et des organismes algériens concernés, conformément aux lois et règlements en vigueur au Japon.

II. OBJET DES ETUDES

L'objectif de ces études est d'étudier la faisabilité technique et économique du projet de développement agricole dans la région du Lac Fetzara (Superficie qui fait l'objet de l'Etude de Faisabilité: environ 24,000 ha) dont le but est de favoriser la politique de développement de la production agricole. Cette étude doit aussi contribuer au transfert des expériences et des technologies entre les deux pays.

III. DEMARCHES DES ETUDES

L'Etude se fera en deux étapes; l'Etude sur le terrain et les travaux à effectuer au Japon.

1. Etudes sur le terrain

La mission recueillera les informations suivantes, nécessaires à la réalisation du projet:

- (1) Topographiques et géologiques (géologie des sites des principaux ouvrages, etc.)
- (2) Météorologiques et hydrologiques (précipitations, température, débit du fleuve, eaux souterraines, Lac, etc.)
- (3) Agrolologiques (degré de salinité, teneur en matières organiques)
- (4) Sur l'irrigation et le drainage (irrigation, évacuation des eaux, eaux agricoles, etc.)
- (5) Socio-économiques (économie régionale, agro-économie, circulation des produits, marchés, système foncier, etc.)

- (6) Agronomiques (système de culture, utilisation des terres, produits agricoles, établissement agricole, élevage, techniques agricoles, etc.)
- (7) Sur le programme d'établissement (système de drainage et d'irrigation, réseaux routiers, installations joints, etc.)
- (8) Sur les programmes d'exploitation agricole et d'utilisation des terres.
- (9) Sur les matériaux et matériels de construction (acquisition des matériaux, coût d'unité, etc.)
- (10) Sur l'assistance agricole et l'organisation de gestion (organisation de gestion agricole, institution financière agricole, organisation administrative, etc.)
- (11) Sur les infrastructures sociales (transports, service des eaux potables, etc.)
- (12) Divers

2. Travaux à effectuer au Japon

Un planning pour le développement du projet, basé sur les résultats fournis par les études sur le terrain, sera établi.

- (1) Etablissement des programmes d'irrigation et de drainage, d'installation, de gestion agricole, d'entretien et de gestion des installations.
- (2) Plan préliminaire des constructions principales et des autres installations.
- (3) Etablissement du programme d'exécution des travaux.
- (4) Devis des coûts et de la commodité des travaux.
- (5) Estimation économique (analyse économique, analyse financière).

IV. CALENDRIER DES TRAVAUX

L'étude sera exécutée selon le calendrier provisoire annexé.

V. RAPPORTS

Les rapports suivants seront soumis en français à la partie algérienne.

1. Plan d'opération

Trente (30) copies de ce rapport seront soumises lors du démarrage des études sur le terrain.

2. Rapport progressif

Trente (30) copies de ce rapport seront soumises à la fin de la première étude sur le terrain.

3. Rapport intérimaire

Trente (30) copies de ce rapport seront soumises à la fin de la deuxième étude sur le terrain.

4. Projet du Rapport Final

Trente (30) copies de ce rapport seront soumises après les travaux au Japon.

La partie algérienne soumettra ses observations sur le rapport par l'intermédiaire de l'Ambassade du Japon en Algérie, dans le mois qui suit la réception du Projet du Rapport Final .

5. Rapport Final

Cinquante (50) copies du Rapport Final seront soumises dans les deux mois qui suivent la réception des observations faites par la partie Algérienne.

VI.

DISPOSITIONS A PRENDRE PAR LA PARTIE ALGERIENNE

Afin de favoriser la bonne exécution des études, la partie Algérienne s'engage selon la réglementation en vigueur en Algérie :

1. à fournir à l'équipe Japonaise et à autoriser leur communication au Japon en vue des études, toutes les données disponibles et autres données relatives à l'exécution des études
2. à arranger la visite de la mission dans les Ministères concernés, les administrations régionales et les organisations intéressées, et à assurer une collaboration étroite avec les autorités concernées.
3. à offrir les services suivants aux membres de l'équipe,
 - (1) le personnel d'encadrement algérien (l'effectif et la durée seront décidés après discussion avec les membres de l'équipe),
 - (2) un bureau équipe à ANNABA et un autre à ALGER si possible
 - (3) des interprètes (anglais, français), des employés, des véhicules (avec chauffeurs) nécessaires à l'exécution des études et des postes de radio-communication utilisés sur les terrain d'Etude.
4. à offrir les facilités suivantes aux membres de l'équipe,
 - (1) le logement des membres de l'équipe sur le terrain de l'Etude à ANNABA.
 - (2) l'embauche des ouvriers nécessaires à l'Etude.
 - (3) les soins médicaux aux membres de l'équipe.

5. à fournir aux membres de l'équipe japonaise des cartes d'identité et autres documents nécessaires à l'exécution de l'Etude.
6. à donner l'autorisation d'entrer sur les terrains soit publics, soit privés destinés à l'Etude.
7. à assurer la sécurité de l'équipe japonaise.
8. à exonérer les membres de l'équipe japonaise des taxes, des droits de douanes et autres charges imposés sur les machines, les équipements et autres matériaux nécessaires à l'exécution de l'Etude, ainsi que sur les effets personnels des membres de l'équipe japonaise, et à en faciliter le dédouanement.
9. à faciliter la remise et l'utilisation des fonds importés du Japon en Algérie pour la réalisation de l'Etude, et à exonérer les membres de l'équipe japonaise des diverses taxations sur les rémunérations versées par le gouvernement du Japon.
10. à assumer la responsabilité relative aux réclamations faites à la suite d'accidents des membres de l'équipe japonaise, survenus au cours de, ou en relation avec la réalisation de l'Etude, à l'exception de celles faites à la suite d'une négligence grave ou d'une inconduite volontaire de la part des membres.
11. à prendre en général toutes les autres mesures favorables à l'exécution des études.

VII. DISPOSITIONS A PRENDRE PAR LA PARTIE JAPONAISE

Pour atteindre les objectifs de l'Etude, la partie japonaise s'engage;

1. à envoyer une mission technique de spécialistes dans les domaines concernés pour l'exécution de l'Etude.
2. à prendre en charge les frais suivants;
 - (1) les frais de voyage de la mission jusqu'en Algérie et dans le pays même.
 - (2) les frais de logement, les frais de séjour et les frais médicaux en Algérie.
 - (3) les frais d'embauche des ouvriers nécessaires à l'Etude.
3. à transporter en Algérie des matériaux nécessaires à l'exécution de l'Etude.
4. à transférer les connaissances techniques aux experts algériens engagés dans le Projet.

CALENDRIER PROVISOIRE DES TRAVAUX

ANNEXE

Des	Année												1985										
	Avr	Mai	Jui	Juil	AOût	Sept	Oct	Nov	Dec	Jan	Fev	Mar	Avr	Mai	Jui	Juil	AOût	Sept	Oct	Nov	Dec	Jan	Fev
1. Etudes sur le Terrain			Restitution	Restitution				(A)									(B)						
2. Travaux au Japon					Restitution						(C)								(D)				
3. Soumission des Rapports								P.O		R.T					P.O						P.R		R.F

Remarques: P.O. = Plan d'Opération

R.T. = Rapport sur le terrain

R.I. = Rapport Intérimaire

P.R. = Projet du Rapport Final

R.F. = Rapport Final

1. Premier terme des études sur le terrain (A)

(Saison des pluies)

2. Deuxième terme des études sur le terrain (B)

(Saison sèche)

(1) Premier terme des travaux au Japon (C)

(2) Deuxième terme des travaux au Japon (D)

議 事 録 (仮 訳)

西野世界氏を代表とする日本側事前調査団は、1982年10月に日本国際協力事業団(JICA)とアルジェリア農業農地革命省(MARA)の間で合意された議事録に基づきMARAの公式招請のもとに1983年3月11日から3月24日までアルジェリア国に滞在した。

日本側調査団は農業農地革命省局長Bouziane Mustapha氏を代表とするアルジェリア側代表団とフェツアラ湖周辺農業開発計画フィージビリティ調査の実施について討議し、双方は本議事録に添付されているT/Rについて合意した。又、一連の討議は友好的雰囲気のもとに行われた。

双方は意見交換を行った後、下記の点について合意した。

- 1) MARAはフィージビリティ調査に関する各省間及び関係機関の調整を責任をもって行う。
- 2) MARAはフィージビリティ調査に必要な不可欠な地形図作成のため航空写真を提供する。
この航空写真は1983年6月予定されている調査開始時に日本側チームに提供される。
- 3) 日本側は第M項に関連して

下記の情報をMARAにすみやかに提供する。

- ・ 調査期間
- ・ 分野別専門家の人数
- ・ アルジェリア国および日本国における作業期間
- ・ アルジェリア国に持ちこまれる調査に必要な機材の種類および数
- ・ 車輛の数
- ・ アルジェリア人技術者の数
- ・ 調査に必要な傭人数と期間
- ・ 通訳の人数と期間
- ・ 事務所の数
- ・ 日本人専門家の宿泊施設の数

- 4) MARAは調査対象地域の土壌分析を行う実験室を日本側チームに提供する。
- 5) 調査を円滑にすすめるために、農業農地革命省は日本チームが調査に必要な車輛および複写機を日本から持ってくることを希望する。

MARAは調査の効果的実施のために、アルジェリア人協力者を日本側チームに提供することを表明。

事前調査団は本提案に合意した。

1983年3月23日 アルジェにて

西野世界

Bouziane Mustapha

国際協力事業団

農業農地革命省局長

事前調査団長

アルジェリア民主人民共和国フェツアラ湖周辺地域 農業開発計画F/S調査に係るT/R (仮訳)

I はじめに

日本国政府は1982年10月両国間で合意された議事録に基づきアルジェリア民主人民共和国フェツアラ湖周辺地域農業開発計画(以下「プロジェクト」という)のフィージビリティ調査を、日本国政府の技術協力として実施することとした。

フィージビリティ調査は国際協力事業団(以下「JICA」という。)-日本国政府の技術協力計画実施のための政府機関-が実施機関となり、日本国内関連法規に従い、アルジェリア国農業省及び関係機関の密接な協力を得て、この調査を実施する。

このT/Rは実施されるべき調査の基本的枠組を示すものである。

II 調査の目的

本件調査の目的はアルジェリア国の農業生産の振興政策に寄与すべく、アンナバ県フェツアラ湖周辺地域(対象面積:約24,000ha)における農業開発プロジェクトの技術的・経済的フィージビリティを調査することにある。

また、本件調査は両国間の諸経験の交換及び技術の移転をもめざしている。

III 調査の概要

調査はアルジェリア国での現地調査、日本国内での国内作業の二段階からなる。

1. 現地調査

調査団は、上記目的を達成するために必要な、以下の項目について資料収集及び調査を行う。

- (1) 地形・地質(主要構造物地質等)
- (2) 気象・水文(降雨, 気温, 河川流量, 地下水, 潮水等)
- (3) 土壌(塩分濃度, 有機物含量等)
- (4) 水利(排水, 農業用水等)
- (5) 経済社会(地域経済, 農業経済, 市場, 流通, 土地所有等)
- (6) 農業(耕作体系, 土地利用, 作物生産, 農業施設, 畜産, 耕作技術等)
- (7) 施設計画(排水システム, かんがいシステム, 道路網, 関連付帯施設等)
- (8) 営農計画及び土地利用計画
- (9) 建設資機材(資機材調達, ユニット・コスト等)
- (10) 農業支援・運営組織(農業経営組織, 農業金融, 行政機関等)

(1) 社会インフラストラクチャー（交通、上水道等）

(2) その他必要事項

2. 国内作業

現地調査結果に基づき、以下の項目を含む実施計画を策定し、プロジェクトの技術的・経済的フィージビリティを調査する。

(1) 事業に含まれる、かんがい排水計画、営農計画施設の維持管理計画等の作成

(2) 主要構造物、その他施設の予備設計

(3) 事業実施計画の作成

(4) 事業のコスト及び便益の見積り

(5) 経済評価（経済分析、財務分析）

IV 作業スケジュール

調査は別添の仮工程表に従って実施される。

V 報告書

アルジェリア国側に下記の報告書をフランス語で提出する。

1. Plan of Operation

現地調査作業開始時に30部

2. Progress Report

第1次現地調査作業終了時に30部

3. Interim Report

第2次現地調査作業終了時に30部

4. Draft Final Report

国内作業終了後に30部

アルジェリア国側は、Draft Final Reportの提出があった後1か月以内にアルジェ

の日本国大使館を通じて報告書についてのコメントを提出する。

5. Final Report

アルジェリア国側からのコメントを受けた後、2か月以内に50部

VI アルジェリア国側のとるべき措置

調査の円滑な実施を図るためアルジェリア国側は現行法に従って以下の措置をとるものとする。

1. 当該調査の遂行に必要な全ての資料及び情報の提供並びに調査団の国内作業のための日

本への持帰りの許可。

2. 政府関係省庁，地方行政府，その他関係機関への調査団訪問のための手配及びこれら関係当局の密接な協力。
3. 下記事項の調査団への提供
 - (1) 調査団に協力するアルジェリア側カウンターパート（人数及び期間は調査団と協議の上決定する。）
 - (2) アンナバ もし可能ならばアルジェにおける設備付の適当な事務所
 - (3) 調査の遂行に必要な通訳（英語－フランス語）事務員，車輛（運転手を含む）及び調査対象地域において使用する無線通信機器
4. 下記の事項に関する便宜
 - (1) 調査団に対し現地調査－アンナバーにおける宿泊施設の便宜
 - (2) 調査のために必要とされる作業員の備上の手配
 - (3) 必要な場合に，アルジェリア滞在中の調査団に対する医療の手配
5. 調査団に対し身分証明等，調査実施に必要な書類の発給
6. 公有地，私有地を問わず調査対象地への立入り許可
7. 調査団の安全の確保
8. 調査実施に必要な資機材及び日本人調査団員のパーソナルエフェクツに対する諸税，通関税，その他賦課金の免除，並びにこれらの円滑な通関のための便宜
9. 調査実施のために日本からアルジェリア国に持ち込まれる諸資金の引渡及びその使用に便宜をもたらすこと。また日本政府から日本調査団員に対し支払われる報酬に対する各種課税の免除措置。
10. 日本人調査団員に対してアルジェリア国内での任務の遂行中，又は関連業務遂行中の事故について賠償請求が発生した場合は，その責任を負うこと。ただし，その様な賠償請求が日本国調査団員の故意の違法行為又は重大な過失から起つた場合はこの限りでない。
11. その他，調査実施に便宜をもたらすあらゆる措置。

Ⅶ 日本側がとるべき措置

調査の目的達成のため日本側は以下の措置をとるものとする。

1. 調査の実施のため，種々の分野からなる調査団の派遣
2. 以下の経費の負担
 - (1) 調査団のアルジェリア国への派遣旅費及びアルジェリア国内における旅費
 - (2) 調査団のアルジェリア国滞在中の宿泊費，生活費及び医療費
 - (3) 調査に必要な作業員の備上費

3. 調査実施に必要な資機材のアルジェリア国への持込み
4. 本件プロジェクトに参加するアルジェリア国技術者に対する技術の移転

2. アルジェリア側所有の資料リスト

- (1) Carte Du Lac Fetzara Echelle 1 / 25,000
(フェツアラ湖一般図)
- (2) Levé Topographique Du Lac Fetzara
Echelle 1/25000
(フェツアラ湖地形図)
- (3) Carte Hydraulique Echelle 1/25000
(Aménagement Du Lac Fetzara)
(水文地図)
- (4) Carte Schematique Du Régime Approximatif
De Remplissage et De Vidange Du Lac
(湖の湛水面変化図)
- (5) Carte Schematique Des sels Du lac Fetzara
Echelle 1/50,000
(フェツアラ湖の塩分分布図)
- (6) Carte schematique (Regie Du Lac Fetzara)
Echelle 1/50,000
(フェツアラ湖管理図)
- (7) Schema De Parcelles Expérimentals
(実験農地図)
- (8) Tableau (Agriculture)
農業図
- (9) Données Pluviométrique Et Degré De Salinité
(降雨と塩分に関する資料)
- (10) Carte Schematique relative aux travaux
D'assainissement
(排水工事図)

JICA